

福祉あん摩・マッサージ・指圧助成券の送付について

平成26年度の助成券を持つている方に、平成27年度分の助成券を3月末に送付しました。届いていない方は、必ず4月中に申し出て下さい。

▽長寿支援課(☎231-1340)、各総合支所市民生活課

国民健康保険の加入・脱退の届け出は14日以内

●国保に加入するのはどんなとき？

▽他の市町村から下関市に転入したとき
▽会社の健康保険をやめたとき
▽扶養をはずれたとき
▽国保加入者に子どもが生まれたとき
※届け出が遅れると医療費が全額自己負担となり、保険料をさかのぼって納めなくてはなりません

●国保を脱退するのはどんなとき？
▽下関市から他の市町村に転出したとき
▽会社の健康保険に加入したとき
▽扶養になったとき
▽国保加入者が死亡したとき
※届け出が遅れると、脱退の手続きを行うまで保険料の請求が続きます。そのまま国保の保険証で病院にかかると、国保が負担した医療費を返していただくことになりません

▽75歳到達により国保から後期高齢者医療に移行する方は、国保脱退手続きは必要ありません
●保険年金課、市民サービス課、

各総合支所市民生活課、各支所へ。
●国保年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

「ご存じですか」国保の人間ドック

国民健康保険では、外来人間ドックの利用補助を実施しています。
●国民健康保険加入者で35歳以上の方
●本人負担額 ①標準コース 11万1660円 ②脳ドック付コース 11万9760円
●①②
●下関市医師会病院、市立市民病院、市立豊田中央病院、市立豊浦病院、下関医療センター、済生会下関総合病院、関門医療センター、山口総合健診センター(山口市) ②
●市立市民病院、下関医療センター
●同年度内に特定健診と人間ドックの両方の受診不可
●国民健康保険証 国保年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
●国保年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課

平成27年度の国民年金保険料と学生納付特例の申請

4月から国民年金保険料が月額1万5590円になります。
納付が困難な学生には学生納付特例制度があります。申請時点の2年1カ月前まで、学生期間をさかのぼって申請ができます。



平成26年度に承認されて継続の申請はがきが届いた方は、記入し

4月の総合相談 (心配ごと相談)

●下の通り

- ▷社会福祉協議会=午前10時～午後3時
- ▷社協各支所=午前10時～正午 ※社協豊浦支所の行政相談は午前9時30分～11時30分

●①社会福祉協議会(☎232-2003)

- ②社協菊川支所(☎287-4480)
- ③社協豊田支所(☎766-3356)
- ④社協豊浦支所(☎774-1122)
- ⑤社協豊北支所(☎782-1799)

日	場所/相談員	問
1	社会福祉センター/民・囚・行	①
2	彦島公民館/民	
9	長府公民館/民・行	
	川中公民館/民・行	
15	社会福祉センター/民・囚・行・困	
16	安岡公民館/民	②
23	小月公民館/民	
	勝山公民館/民・行	③
10	菊川町総合福祉会館/囚※・同・行	
24	社協豊田支所/囚・行	④
11	社協豊浦支所/囚	
14	社協豊浦支所/行	⑤
21	川棚公民館/囚	
20	豊北保健福祉センター/民・囚・行	

民…民生児童委員 囚…人権擁護委員
行…行政相談委員 ※法務局職員も来所
同…司法書士 困…社会保険労務士
囚…臨床心理士

介護保険負担限度額の改定

介護保険制度で、市民税世帯非課税の低所得の方が介護保険施設などを利用する場合、食費・居住費に負担限度額を設定し、基準額との差額を補填しています。



介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

●市内に住所がある、昭和25年5月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービス希望する方
●介護保険被保険者証 国介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

●国介護保険課(☎231-3184)、各総合支所市民生活課
●菊川(☎287-4006) ●豊田(☎766-2687) ●豊浦(☎772-4021) ●豊北(☎782-1924)

相談

弁護士無料法律相談

●豊田総合支所 4月17日(金)午後1時～4時 6人(先着順)
●4月1日～17日に、電話で豊田総合支所(☎766-2079)へ。

●市民相談所 毎週月・木曜日 ※祝日休み 12人(相談日の1週間前から直接か電話で予約を) ※職員による一般相談も平日(午前8時30分～午後4時30分)に実施
●市民相談所(☎231-3730)

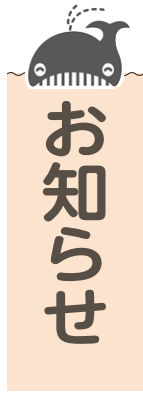
行政書士による無料相談会

●4月7日(火)午前9時15分～午後2時45分 10人(申し込み)
●相続、遺言、法人設立、許可認可、成年後見に関する事など ※予

約不要 ▽相談先 山口県行政書士会下関支部事務局 ☎256-5862
生涯学習課 ☎231-2054

労働問題でお悩みの方は 勤労福祉会館へ

☑正規・非正規社員、使用者・管理者 ☑毎週火・木曜日、毎月第1・3・5金曜日と第2・4土曜日
▽時間 午前9時～午後5時
☑労働災害や雇用問題・各種保険・労働基準法・セクハラ・パワハラなど
▽相談方法 直接来館か、電話、Eメールでも対応可。*メールは勤労福祉会館ホームページの労働相談の「入力フォーム」から送信を
☑園勤労福祉会館 ☎223-2171



お知らせ

浄化槽設置費用補助金

みなし浄化槽、汲み取り便槽から転換して浄化槽を設置する個人に対し、工事費の一部を予算の範囲内で補助します。(新築などに伴う工事は補助対象外)

☑浄化槽を設置する個人 ☑▽対象区域 公共下水道の整備(予定)区域、漁業・農業集落排水施設による処理(予定)区域を除く全市
▽対象建物 専用住宅など ☑▽対象規格 10人槽以下の浄化槽 ☑

補助金額 ①通常の浄化槽 ▽5人槽 33万2000円 ▽7人槽 41万4000円 ▽10人槽 54万8000円 ②高度処理型の浄化槽 ▽5人槽 44万4000円 ▽7人槽 48万6000円 ▽10人槽 57万6000円 *みなし(単独処理)浄化槽の撤去を伴う場合は、前記の金額に9万円(上限額)を加算
園廃棄物対策課 ☎252-0978

身体などに障害のある方に対する 軽自動車税の減免

障害者手帳などを持っている方に対する軽自動車税の減免制度があります。減免を受けることのできる障害の範囲や手続き方法などは問い合わせてください。減免を受けている方でも、障害名・等級、運転者、使用目的に変更がある場合、車両番号を変更した場合は改めて申請が必要です。
☑申請期限 5月25日(月)
☑資産税課 ☎231-1918、各総合支所民生課 ▽菊川 ☎287-4001 ▽豊田 ☎766-2953
▽豊浦 ☎772-4012 ▽豊北 ☎782-1918



4月の臨時休館・休場日

●唐戸市場 4月22日(水)
●園市場流通課 ☎231-1440
●公民館等の臨時休館 5月3

日 5日 園全公民館滝部活動拠点施設、角島開発総合センターを含む)、アブニール、生涯学習センター(豊田・豊北)、ふれあいセンター(豊浦地区)
園生涯学習課 ☎231-2054

山口県よろず支援拠点による 出張相談会

市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の経営相談(販路開拓、新商品開発、新分野進出、創業・廃業、IT化など)に各分野の専門家が対応し、早期解決に向けたお手伝いをします。
*「よろず支援拠点」とは、国が全国に設置する経営相談所で、山口県では公益財団法人やまぐち産業振興財団内に設置されています
4月8日(水) 午前10時～午後4時 園市役所上田中町庁舎2階会議室 ☑4事業者(先着順) ☑前日までに、電話で産業振興課へ。
園産業振興課 ☎232-7214



危険物取扱者試験(前期)

6月14日(日) 園受験票で受験者に直接通知 ☑▽試験種類・時間 ①甲種:午後1時～4時、②乙種(第4類を除く全類):午後1時～3時30分 ③乙種(第4類):午前9時30分～正午 ④丙種:午後1時～2時45分 4月10日、21日 *料金・持参物・申込方法

は受験案内に記載。受験案内は最寄りの消防署、消防出張所で配布
●準備講習 ☑園▽③の受験対象者 5月27・28日 / 一般8500円、高校生4500円 ▽④の受験対象者 5月29日(金) / 一般5000円、高校生3000円 *いずれも午前9時30分～午後4時30分 園受講票で直接通知 ☑100人 園市防災協会(消防局2階)の窓口で直接申し込みを。
園市防災協会 ☎233-9114

就学援助費の申請を

園市立の小・中学校、県立下関中等教育学校(前期課程に在籍する児童・生徒の保護者で次に該当する方) ▽生活保護が停止・廃止になった方 ▽国民年金の掛金が免除されている方 ▽国民健康保険料が減免されている方 ▽児童扶養手当を受給されている方 ▽就学させることが経済的に困難な方
4月15日～30日 午前9時～午後5時 *土・日曜日、祝日を除く *4月19日(日)は市役所本庁舎本館1階ロビーのみ受け付け
園市役所本庁舎本館7階大会議室、菊川・豊田・豊浦・豊北教育支所 *学校で受給希望の方は各学校※期間中は、教育委員会(上田中町庁舎)では受け付けていません ☑印鑑、保護者名義で市内金融機関(ゆうちょ銀行の場合は、通常の



口座番号とは別に、振込用の口座番号が必要)の預金通帳、申請理由を証明する書類(児童扶養手当の受給者は証書の写し)、世帯全員の平成26年中の所得を証明するもの(源泉徴収票、確定申告の控えなど)※写しを提出の場合は、原本も持参のこと *住民票と世帯が異なる方には、後日必要書類の提出をお願いすることがあります *継続して受給を希望する方も毎年申請が必要 *期間中は平成27年度(平成26年分)の所得証明書が発行できません
園学校教育課 ☎231-1570、各教育支所 ▽菊川 ☎287-4025 ▽豊田 ☎766-2802 ▽豊浦 ☎772-2117 ▽豊北 ☎782-1943

フェイスブック Facebookで観光情報を 発信します

4月1日(水)から下関の観光情報をFacebookで発信します。新鮮で旬な観光情報をお届けします。「下関市観光政策課」で検索の上、「いいね!」をお願いします。

*Facebook開始に伴い、しものせき観光メールマガジン「耳より芳」は、4月29日(水)発行の第112号で終了します
園観光政策課 ☎231-1350